

## 航空法第 72 条に基づく機長認定の取り扱いについて

航空運送事業の用に供する航空機には、航空機の機長として必要な知識及び能力を有することについて航空法（以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が行う認定又は同条第 5 項の規定に基づく指定本邦航空運送事業者が行う認定（以下これらを「機長認定」という。）を受けた者が機長として乗り組むことが義務付けられています。

機長認定等・審査要領（航空局長通達、平成 15 年 3 月 28 日国空航第 1278 号）においては、機長が他の航空運送事業者に移籍又は出向する場合等における機長認定の取り扱いについて定めていますが、航空運送事業者が航空運送事業を譲渡する場合（法第 114 条第 1 項）又は航空運送事業者たる法人が合併若しくは分割する場合（法第 115 条第 1 項）に、当該事業者に所属していた機長が別の法人格の航空運送事業者に所属することとなった場合の機長認定の取り扱いについて、以下のとおり明確化いたします。

また、定年により航空運送事業者における身分を失った機長が再雇用等により当該航空運送事業者に復帰する場合における機長認定の取り扱いについても、あわせて明確化いたします。

## 記

### 1. 内容

機長認定等・審査要領を改正し、以下の内容を定める。

- （１）航空運送事業の譲渡及び譲受又は航空運送事業者たる法人の合併若しくは分割（以下「譲渡等」という。）に伴い、譲渡等前と異なる法人格の航空運送事業者に所属することとなる機長については、譲渡等の前後において機長認定に影響する変更点がないと運航課長（航空法施行規則第 240 条第 1 項第 2 号の規定に定義される特定本邦航空運送事業者以外の航空運送事業者にあつては、地方航空局保安部長）が認めた場合等については、改めて機長認定を受ける必要はない。ただし、譲渡等前において法第 72 条第 5 項の規定に基づく指定本邦航空運送事業者が行う認定を受けていた機長については、譲渡等後に所属する航空運送事業者が法第 72 条第 5 項の規定に基づく指定に係る地位を承継している場合に限る。
- （２）定年により航空運送事業者における身分を失った機長が、他の航空運送事業者へ移籍又は出向することなく従前の航空運送事業者に復帰する場合については、法第 72 条第 4 項又は第 7 項の規定により機長認定が失効した場合を除き、改めて機長認定を受ける必要はない

### 2. 実施時期

パブリックコメント終了後速やかに行う。